

文教厚生常任委員会次第

令和4年9月16日（金）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 感染対策局、こども局関係

① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第64号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第5号）〔分割付託分〕

- 山本 こども育成室長
※ 資料参照 請井 コロナワクチン対策室長
※ 資料参照 酒本 保健予防課長

② 報告事項（4件）

ア 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和3年度決算）並びに
業務実績に関する評価結果の報告について

※ 資料参照 田川 医療連携担当課長

イ 地方独立行政法人明石市立市民病院の第4期中期目標の素案について

※ 資料参照 田川 医療連携担当課長

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応について

※ 資料参照 深見 感染症対策担当課長

エ 一般財団法人あかしこども財団の経営状況（令和3年度決算）及び
令和4年度事業計画等の報告について

※ 資料参照 森岡 子育て支援課長

③ その他

.....（理事者入れ替え）.....

(2) 福祉局、教育委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第64号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第5号）〔分割付託分〕

..... 岸川 福祉政策室長
※ 資料参照 高林 調整担当課長

② 報告事項（4件）

ア 「高齢者安否確認事業」について

※ 資料参照 梶木 高年福祉担当課長

イ 「令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」の結果
について

※ 資料参照 西山 総務担当課長

ウ 中学校部活動改革の取組について

※ 資料参照 小島 学校教育課長

エ 「みんなが選べる明石の制服」の導入に向けた取組について

※ 資料参照 小和 児童生徒支援課長

③ その他

3 閉 会

以 上

議案第64号 関連資料
明石市新型コロナワクチン接種事業について

新型コロナワクチンの接種につきましては、1・2回目接種(5歳以上)、3回目接種(12歳以上)を進めるとともに、6月からは4回目接種(60歳以上及び基礎疾患のある18～59歳の人など)も実施しているところです。

加えて、今月からはオミクロン株対応ワクチンを使った接種も行われることになっており、引き続き、希望する市民が確実に接種を受けられる体制づくりを進めてまいります。

1 接種状況(9/11時点)

	対象数 (人)	1回目接種		2回目接種		3回目接種		4回目接種	
		接種数 (人)	接種率	接種数 (人)	接種率	接種数 (人)	接種率	接種数 (人)	接種率
60歳以上	95,645	90,602	94.7%	90,346	94.5%	86,165	90.1%	63,213	66.1%
18～59歳	158,509	132,096	83.3%	131,571	83.0%	92,360	58.3%	7,416	4.7%
12～17歳	16,296	10,523	64.6%	10,393	63.8%	4,294	26.4%	(対象外)	-
5～11歳	19,676	2,132	10.8%	2,031	10.3%	0	0.0%	(対象外)	-
0～4歳	14,256	(対象外)	-	(対象外)	-	(対象外)	-	(対象外)	-
不明(死亡等)	-	5,161	-	4,957	-	2,396	-	119	-
計	304,382	240,514	79.0%	239,298	78.6%	185,215	60.8%	70,748	23.2%

※対象数は、2021.1/1時点(住基人口からの推計)

接種者数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の登録実績に基づく数値

2 オミクロン株対応ワクチンの接種について

(1) 概要及び期待する効果

- ・現在使用しているワクチンを、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチン(ファイザー社、モデルナ社の2社が開発)に切り替えるもの
- ・3回目以降の追加接種に使用し、現時点では1人につき1回接種
- ・流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれるため、現行のワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待

(2) 接種対象者及び接種券

- ・初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の人(詳細は下表のとおり)

	接種対象者の要件	対象者数	接種券
3回目	①12歳以上の人	約49,000人	発行済
4回目	②60歳以上の人	約23,000人	概ね発行済
	③18～59歳の人のうち、基礎疾患のある人・医療従事者・高齢者施設等従事者	約13,000人	申請により発行済
	④上記以外の18歳～59歳の人	約72,000人	10月発送予定

※対象者数は、上記1の接種状況をもとに算出

- ・4回目の接種券を発行していない人(上表④)への接種券については、10月上旬以降、3回目接種時期に応じて段階的に発送する予定
- ・現行ワクチンの4回目接種を完了した人(約71,000人)への5回目接種については、接種間隔等の詳細が判明次第、市HPや広報あかしを通して広報

(3) ワクチンの入荷及び接種開始時期等

- ・ 9月より輸入開始。本市には、9月中に一定数が入荷する見込み
- ・ 9月中に、入院患者や医療従事者の希望者に接種できるよう調整
- ・ 医療機関及び集団接種では、10/1より接種開始予定
- ・ 接種期限（特例臨時接種の実施期間）：9月末まで → 2023年3月末まで延長

(4) 接種会場

- ・ 当面は、個別接種（約120の市内医療機関）を基本とし、集団接種（あかし保健所）も併用
※ワクチン供給量に応じて、現在閉鎖中のあかし市民広場についても会場を再設置する予定
- ・ 高齢者施設等入所者については、入所先での接種を継続中

(5) 財源等（下記3のとおり補正予算が必要）

- ・ 9/30までの事業分：市独自の財政支援を除き、全額国費
市独自の財政支援（土曜日の接種単価引き上げ）については、制度の目的（土曜日の接種機会の確保による接種の促進）について一定の成果を得たこと、今年度も高齢者のインフルエンザワクチン接種事業を予定していること踏まえ、財政の有効活用の観点などから、当初の接種期限である本年9/30接種分をもって終了
- ・ 10/1以降の事業分：全額国費

3 補正予算案

(1) 理由

今年度当初予算の前提が大きく変わり、6月の時点では、当該事業の制度変更に伴う経費増について当初予算で対応する予定でしたが、これが困難になったため、以下の項目に関する経費の追加が必要となりました。

- ・ 12～17歳の人々の3回目接種に要する経費（3/25より対象拡大）
- ・ 60歳以上の人及び18～59歳の基礎疾患がある人の4回目接種に要する経費（6月より接種開始）
- ・ 18～59歳の医療従事者、施設従事者の4回目接種に要する経費（7/22より対象拡大）
- ・ オミクロン株対応ワクチンの導入に伴う接種期限の延長に要する経費（10月半ば以降接種開始）

(2) 補正予算の内訳等

	補正額	適用	財源
接種体制確保等	1,061,800千円	接種券作成・発送、相談・予約受付業務委託、集団接種会場運営業務委託など	国
接種費用	1,072,000千円	通常の接種費用及び市独自の財政支援（土曜日の接種費用の上乗せ）	国・一般
合計	2,133,800千円		

議案第64号関連資料

令和4年度明石市一般会計補正予算（第5号）について

新型コロナウイルス感染症については、令和4年7月以降、第6波が収まりきらないまま第7波へ突入し、より感染力が強い変異株であるオミクロン株B A. 5により過去最大規模の感染拡大となっており、その対策として必要な経費について下記の内容で不足額を補正予算として計上するものです。

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について

(1) 内容

同事業については、6月議会において、その時点での6ヶ月分の経費の積算による増額分の補正予算を承認いただき現計予算としているが、今後、新たな変異株による感染拡大も懸念されることから、年間分の経費の再計算を行い、PCR等検査、看護師や事務員など民間人材の活用及び入院費用の医療費公費負担分等にかかる経費の不足額を計上する。

(2) 補正要求額

計 497,000 千円 ※うち国補助 346,850 千円

※内訳	役務費(手数料)	4,600 千円	役務費(通信運搬費)	5,800 千円
	委託料	276,600 千円	扶助費	210,000 千円

項目	内容（執行見込額）		執行見込額	現計予算額	補正要求額
	※第6波の感染状況をもとに年間経費を再計算		A	B	≒A-B
PCR等 検査関係	行政検査委託（医療機関）、高齢者施設入居者への検査やクラスター発生時の外部委託等、PCR等検査にかかる費用		321,191 千円	132,452 千円	188,600 千円
	役務費（手数料）	6,191 千円			
	委託料	315,000 千円			
陽性者対応関係	人材確保	陽性者対応を行う医師、看護師、事務員等の人材確保にかかる費用	162,360 千円	69,147 千円	92,300 千円
		委託料			
	療養支援	パルスオキシメーター配送・回収や入院勧告書等発送にかかる郵便料、療養者対応等で使用するSMSの使用料、自宅療養者等の健康観察（訪問看護）委託料、患者入院医療費の公費負担にかかる扶助費	231,625 千円	21,539 千円	216,100 千円
役務費（通信運搬費）	6,265 千円				
委託料	360 千円				
	扶助費	225,000 千円			
計					497,000 千円

2. 高齢者インフルエンザ予防接種の無料化について

(1) 内容

季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、より多くの高齢者にインフルエンザ予防接種を受けていただけるよう、一昨年度より引き続き接種費用の無料化を行い、高齢者の重症化リスクを減少させ命を守るとともに医療負担の軽減につなげる。

①接種対象者

- ・ 満 65 歳以上の明石市民
- ・ 満 60 歳以上 65 歳未満の明石市民であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳 1 級相当の方

②接種期間

令和 4 年 10 月 1 日（土）～令和 5 年 1 月 31 日（火）

③自己負担額

なし

※当初予算は、自己負担 1,500 円（市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

(2) 補正要求額

委託料 130,000 千円（≒272,113 千円－149,000 千円）

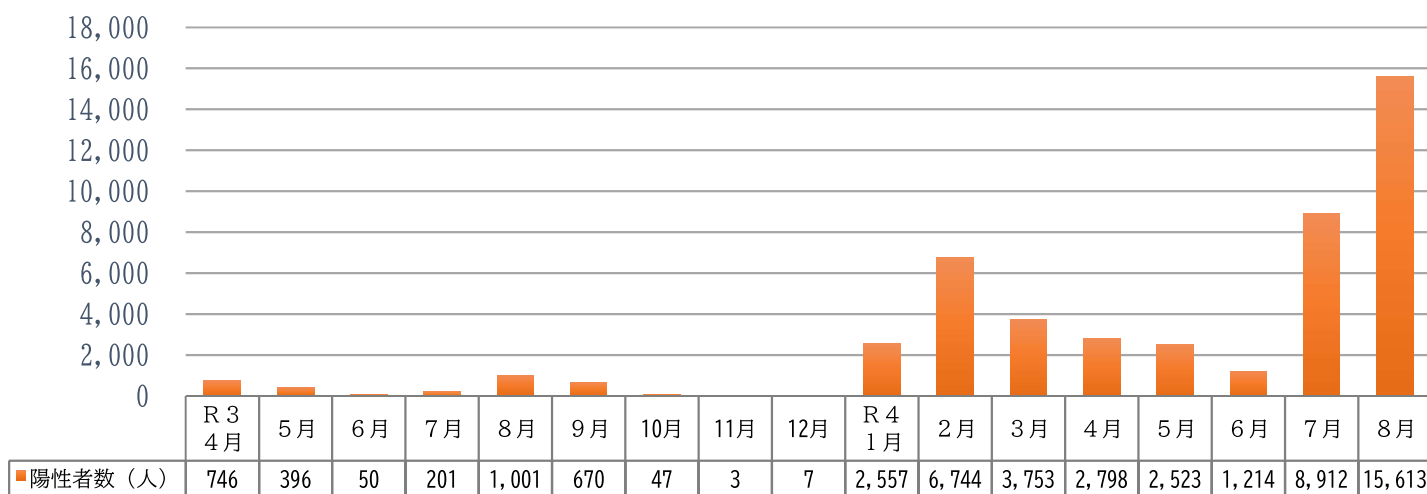
見込み	当初予算	今回の補正予算案
対象者数	79,741 人	80,036 人
接種者数	40,827 人	56,025 人
接種率	51.2%	70.0%
委託料（予算額）	149,000 千円	272,113 千円

(3) 参考

年度別実績	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対象者数	78,479 人	78,612 人	79,812 人
接種者数	40,143 人	55,048 人	48,479 人
接種率	51.2%	70.0%	60.7%

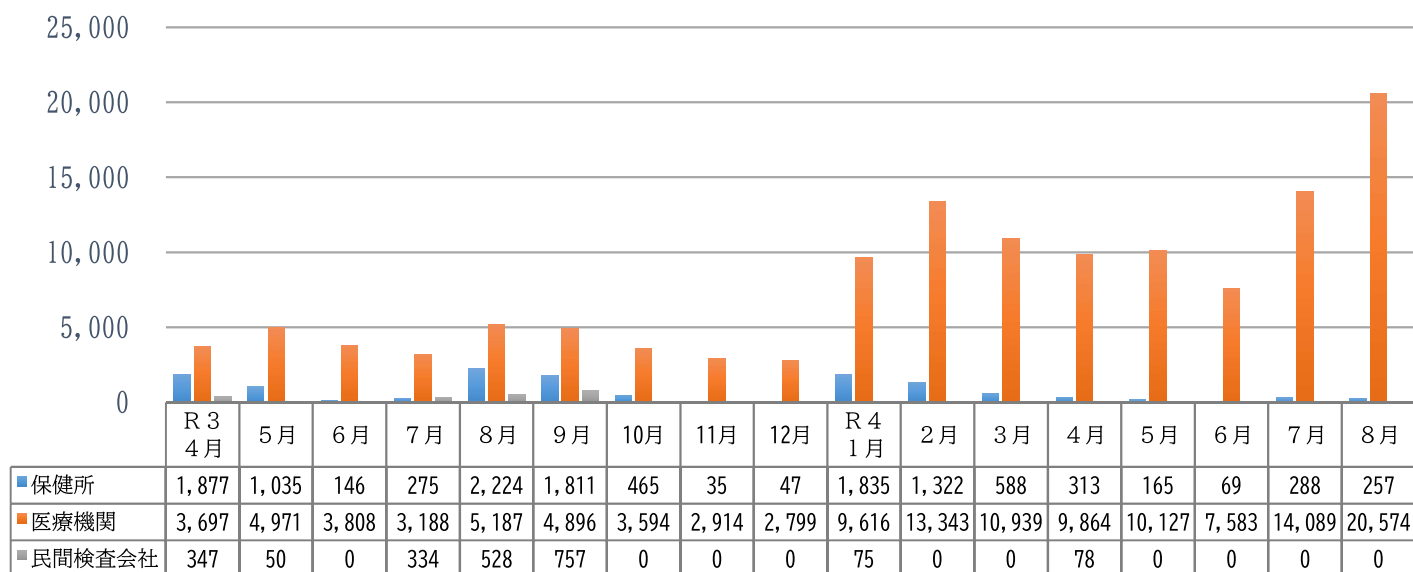
①陽性者数

R 3 年度計：16,175 人 R 4 年度計：31,060 人 (R 4 年 8 月末時点)



②実施機関別 PCR 等検査数

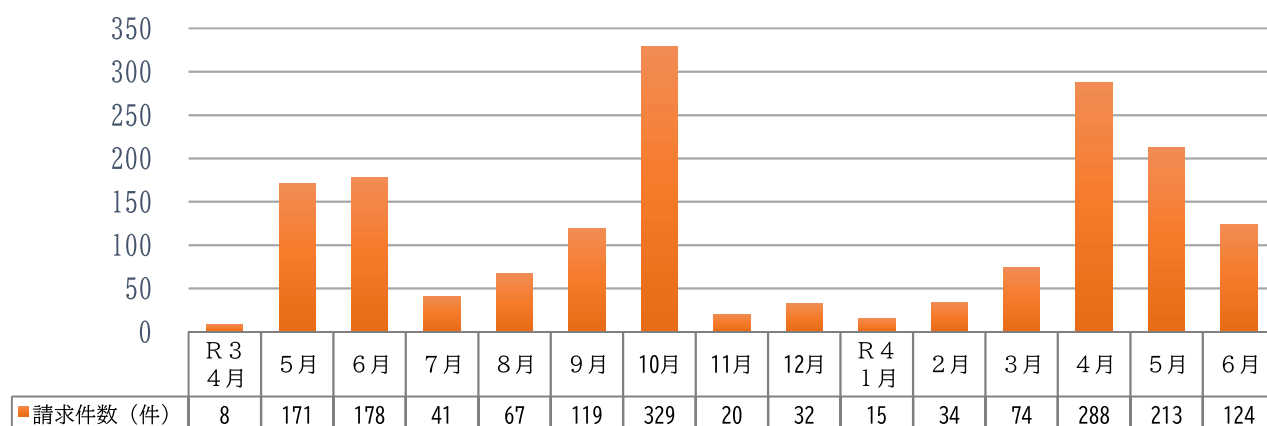
R 3 年度計：82,703 件 R 4 年度計：63,407 件 (R 4 年 8 月末時点)



※「医療機関」の R 4 年 7 月及び 8 月は暫定値

③入院患者医療費公費負担分請求件数

R 3 年度計：1,088 件 R 4 年度計：625 件 (R 4 年 6 月末時点)



文教厚生常任委員会資料
2022年（令和4年）9月16日
感染対策局あかし保健所保健総務課

報告第22号及び第23号関連資料

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和3年度決算）並びに 令和3年度及び第3期中期目標期間の終了時に見込まれる 業務実績に関する評価結果の報告等について

1 目的

市が出資した法人である地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度の経営状況を議会に報告しようとするものです。

また、業務実績について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて評価した結果を、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告しようとするものです。

2 経営状況の報告（令和3年度決算）

① 総括

令和3年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重点医療機関としての診療体制を継続しました。そのため、受入れ病床数の制限等により医業収益面への影響は継続しましたが、コロナ診療に対する診療報酬上の特例措置や、国や県などからの補助金等により、当期純利益は828百万円となり独法化後最大の利益を計上しました。また、資金残高は3,446百万円となり、前年度末より約1,000百万円増加しました。

② 収支決算（単位：百万円）

項目		令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	差引
収益	医業収益	6,913	7,538	625
	運営費負担金収益	1,097	803	△294
	補助金等収益	1,261	1,171	△90
	計（上記以外を含む）	9,409	9,775	366
費用	給与費	4,926	5,066	140
	材料費	1,648	1,677	29
	経費	1,222	1,301	79
	計（上記以外を含む）	8,666	8,947	281
当期純利益		743	828	85
資金残高		2,425	3,446	1,021

③ 主な数値目標と実績

項 目		令和2年度 実績値	令和3年度 目標値	令和3年度 実績値	前年度との差 目標値との差
職員	常勤医師数	61人	64人	64人	+3人 ±0人
救急	救急車による搬入患者数	2,388人	3,400人	2,704人	+316人 ▲696人
	救急車お断り率	22.9%	19.0%以下	25.5%	▲2.6% ▲6.5%
地域連携	紹介率	73.3%	78.5%	75.7%	+2.4ポイント ▲2.8ポイント
	逆紹介率	68.6%	85.0%	69.9%	+1.3ポイント ▲15.1ポイント
入院	一日平均入院患者数	238.0人	278.0人	240.7人	+2.7人 ▲37.3人
	新入院患者数	6,061人	7,613人	6,176人	+115人 ▲1,437人
	入院診療単価（一般病棟）	63,816円	62,810円	72,313円	+8,497円 +9,503円
	入院診療単価 （回復期リハビリテーション病棟）	31,924円	32,037円	33,389円	+1,465円 +1,352円
	急性期機能病棟稼働率	70.9%	85.4%	72.3%	+1.4ポイント ▲13.1ポイント
	地域包括ケア病棟稼働率	76.3%	80.0%	74.8%	▲1.5ポイント ▲5.2ポイント
	回復期リハビリテーション病棟稼働率 ³	82.7%	90.0%	82.5%	▲0.2ポイント ▲7.5ポイント
外来	一日平均外来患者数	476.1人	560.5人	500.7人	+24.6人 ▲59.8人
	外来診療単価	16,882円	16,845円	16,646円	▲236円 ▲199円
財務諸表	材料費対医業収益比率	23.8%	23.6%	22.2%	+1.6ポイント +1.4ポイント
	経費対医業収益比率	17.7%	14.7%	17.3%	+0.4ポイント ▲2.6ポイント
	人件費対医業収益比率	71.3%	61.6%	67.1%	+4.2ポイント ▲5.5ポイント
	経常収支比率	108.6%	100.6%	109.2%	+0.6ポイント +8.6ポイント
	医業収支比率	86.4%	96.5%	90.0%	+3.6ポイント ▲6.5ポイント
	医業収益	6,913百万円	8,089百万円	7,540百万円	+627百万円 ▲549百万円
	入院収益	4,828百万円	5,646百万円	5,407百万円	+579百万円 ▲239百万円
	外来収益	1,953百万円	2,293百万円	2,019百万円	▲66百万円 ▲274百万円

3 令和3年度及び第3期中期目標期間(平成31~令和4年度)の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果

(1) 評価の実施について

市は、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき策定した「地方独立行政法人明石市立市民病院の業務の実績に関する評価実施要領」により、法人の令和3事業年度及び第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について総合的な評価を実施しました。

評価にあたっては、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例に基づき、評価委員会に意見を求めました。

<評価委員会 委員名簿>

役職	氏名	職名
委員長	明石 純	関西学院大学経営戦略研究科 教授
副委員長	日下 孝明	明石市医師会 顧問
委員	中田 精三	伊丹市病院事業管理者
	工藤 美子	兵庫県立大学 看護学部長
	武田 英彦	公認会計士

(2) 令和3事業年度に係る業務実績の評価結果

評価結果 「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」

<判断理由>

第3期中期計画の3年目となる令和3年度は、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応に最優先に取り組み、中期計画や年度計画に掲げた重要な役割である「重大な感染症発生時の対応」について、市内唯一の感染症重点医療機関として、使命感をもって対応にあたり、診療体制を維持しながら、市民病院としての重要な責務を果たしたことは、高く評価される。

コロナ(COVID19)診療を含む急性期医療では、新型コロナウイルス感染症の多大な影響により、様々な制限下において目標値に届かなかったものの、市内の中核病院として質の高い医療の提供に努め、手術件数、入院患者数等、殆どの項目で前年を上回る実績を上げている。

回復期機能についても、地域包括ケア病棟をはじめ病棟稼働率向上が難しい状況であるが、急性期病棟との連携により入院から在宅までの切れ目ない医療の提供を安定的に実施し、回復期病棟において休日にもリハビリテーションを提供できる体制整備を行うなど、医療機能の充実を図っていることは評価できる。

財務面では、新型コロナウイルス感染症の動向により、診療単価は上がったものの、入院・外来患者数の増加が見込めず、医業収益の確保が困難な状態であったが、感染症対応に係る国・県からの補助金の交付等により、黒字を維持し、経営基盤の改善に繋がった。

これらを総合的に判断し、令和3年度の業務実績については、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」と評価するものである。

(3) 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価結果

評価結果 「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」

<判断理由>

明石市立市民病院は、第1期で病院の診療体制の再生を図り、第2期では、地域医療構想を見据え、急性期診療を中心に、回復期にも軸足を置いた診療体制の充実を図りながら、経営面では赤字から黒字経営へと改善を果たした。

そして第3期においては、加速する高齢者社会における地域の医療需要に対応するため、平成30年度末に開設した回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟を安定的に稼働し、「在宅から入院そして在宅へ」をキーワードに、地域完結型の切れ目のない診療体制を目指して取組みを進め、地域包括ケアシステムの推進を図った。

診療体制については、今期間において、様々なネットワークによる働きかけや医師就学等資金貸与の取組みなどにより、継続的に医師の確保に努め、最終年度には目標としていた常勤医師数の確保を行うなど、安定した医療提供体制を実現できている。

第3期においては、1年目の終盤より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4年間の期間中、殆どの期間において、入院および外来患者数や手術件数の減少により、医業収益が減少し目標を下回るなど、経営面に大きな影響を受けたものの、一方で感染症に係る国・県からの補助金収益等により、収支としては、期間中において大幅黒字を確保し、経営基盤の改善につなげた。

また、新型コロナ感染症対応にあたっては、市内唯一の感染症重点医療機関として診療体制を維持しながら、使命感をもって対応にあたり、自治体病院として大きな役割を果たすとともに、新興感染症対応の礎を築いた。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大により、目標値を下回る項目があるものの、第3期中期目標期間において、計画どおり進んでいると判断するものである。

4 中期目標期間の終了時の検討

地方独立行政法人法第30条第1項により、市長は中期目標終了時までには法人業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うこととされている。

同上第2項に基づく評価委員会からの意見と併せ検討を行った結果、第2期に引き続き、第3期中期目標期間においても、地域の中核病院として、急性期医療を中心に回復期機能の強化を図るなど、「地域密着型の切れ目のない病院診療の実現」に向けて

取組みを進め、地域包括ケアシステムの推進に寄与し、加速する高齢社会における地域の医療需要に対応していること。また、新型コロナウイルス感染症の流行拡大という予測されなかった社会情勢の中、重点医療機関として感染症対応にあたり、自治体病院としての使命を果たしており、今後起こり得るパンデミックや災害時においても存続が不可欠となることが予想されること。また、財務面においても7年連続で黒字を確保していることから、法人の業務を地方独立行政法人の形態で継続させることが適当であると判断するものである。

地方独立行政法人明石市立市民病院 第4期中期目標の素案について

市は、地方独立行政法人法に基づき、令和4年4月から始まる市民病院の第4期中期目標期間に向けて、法人の業務運営の基本指針となる「中期目標」を策定するにあたり、第4期中期目標の素案について報告いたします。

1 策定の趣旨

中期目標とは、地方独立行政法人法（第25条）に基づき、市長が3年以上5年以下の期間において作成する「法人が達成すべき業務運営に関する目標」です。

中期目標は評価委員会の意見を聴いたうえで、市議会の議決を経て定めた後法人に指示し、法人は市の中期目標を達成するために、具体的な計画として「中期計画」を策定します。

中期目標は、法人が中期計画を策定する際の指針となるとともに、業務実績の評価の基準となるものです。

2 主な方向性

(1) 地域医療の充実

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、すべての人への切れ目のない医療の提供をめざし、地域の医療連携を強化しながら、急性期医療を核とした総合的医療の充実を図り、地域共生社会づくりを支える地域包括ケアシステムの更なる推進を図る。

(2) 医療の質の向上と経営基盤の強化

医療職を中心とする人材確保および人材育成を推進し、医療の質の向上を図りポストコロナにおける診療体制の維持、向上をめざすとともに、医業収益の確保による経営基盤の強化を図る。

(3) 持続可能な医療提供体制の構築

生産人口の減少、医師・看護師不足により求められている医療職を中心とする働き方改革の推進や適正な投資計画等により、持続可能な医療提供体制を構築する。

3 第4期中期目標素案について

概要および素案内容については別紙1・2のとおり

4 今後の予定

令和4年9～10月	パブリックコメントの実施
11月	市民病院評価委員会（中期目標案意見聴取）
12月	第4期中期目標 議案上程 可決後中期計画策定を法人へ指示
令和5年	1月 市民病院評価委員会（中期計画案意見聴取）
	3月 第4期中期計画 議案上程

項目	内容	
第1 期間	令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (Ⅰ サービスその他の業務に関する事項)	1 市民病院としての役割の明確化 (1) 市民病院の役割と医療機能の明確化 (2) 市民病院の役割・機能の内外への明示と浸透	
	2 高度な総合的医療の推進 (1) 急性期医療を核とした総合的な医療の提供 (2) 救急医療の推進 (3) 災害及び感染症発生時その他政策医療への対応	
	3 地域とともに推進する医療の提供 (1) 地域医療支援病院としての役割の強化 (2) 地域共生社会における役割の推進 (3) 地域社会や地域の諸団体との交流	
	(Ⅱ サービスの質の向上に関する事項)	1 利用者本位の医療サービスの提供 (1) 医療における信頼と納得の実現 (2) 利用者本位のサービスの向上
		2 総合力による医療の提供 (1) チーム医療と院内連携の推進 (2) 情報の一元化と共有
		3 医療の質の向上 (1) 医療安全や感染防止対策の徹底 (2) 質の向上のための取組の強化
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 医療職等が集まり成長する人材マネジメント (1) 必要な人材の確保と定着 (2) 魅力ある人材育成システム (3) 人事評価制度の構築と活用	
	2 経営管理機能の充実 (1) 役員の責務 (2) 管理運営体制の充実 (3) 経営管理人材の育成と活用 (4) 構造改革と組織風土の改革の継続 (5) コンプライアンス(法令・行動規範の遵守)の強化	
第4 財務内容の改善に関する事項	1 業績管理の徹底 (1) 診療実績の向上による収入の確保 (2) 支出管理等による経費削減 (3) 労働生産性の向上 (4) 原価計算の活用	
	2 安定した経営基盤の確立 (1) 収支の改善 (2) 計画的な投資	

地方独立行政法人明石市立市民病院

第 4 期中期目標（素案）

令和 4 年 9 月

明石市

前文

地方独立行政法人明石市立市民病院は、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。

第1期（平成23年10月1日～平成28年3月31日）および第2期（平成28年4月1日～平成31年3月31日）においては、多くの課題に直面しながらも、診療体制を立て直し、財務の改善を図り、病院の再建を果たしてきた。

また、第2期以降第3期（平成31年4月1日～令和4年3月31日）にかけては、進展する高齢化社会における地域の医療需要に対応するため、急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を確保する取組みを進め、地域完結型の切れ目のない診療体制の構築、充実を図ってきた。

特に、第3期においては、1年目の終盤以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予期せぬ状況におかれることとなったが、2018年の中核市移行により設立した、あかし保健所との連携のもと、市内唯一の感染症重点医療機関として、最前線で感染症対応にあたりながら、診療体制を維持し、市民病院としての役目を果たしてきたところである。

このような状況の中、令和3年度には、市民病院は地域医療構想の進捗を見据えた今後のあり方について検討を行い、市民病院の将来のあるべき診療体制の方向性について取りまとめた。将来構想の実現に向けては、これまで築いてきた財政基盤や、培ってきた経験を踏まえ、中長期的な視点に立ったより具体的かつ現実的な検討が必要となる。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎える今期において、地域の医療機関をはじめ、保健・介護・福祉の関係機関や行政等との連携強化による「地域包括ケアシステム」のさらなる推進を図り、地域共生社会の実現に向け一翼を担うとともに、ポストコロナを見据えた持続可能な医療提供体制の確立をめざして、安全で質の高い医療を効率的かつ効果的に提供し、地域の信頼に応えていくことを強く期待し、ここに第4期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、2023年4月1日から2027年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2のI 市民に対して提供するサービスその他の業務に関する事項

1 市民病院としての役割の明確化

(1) 市民病院の役割と医療機能の明確化

明石市の自治体病院としての役割および、地域の医療需要や医療課題に対して、果たすべき医療機能を明確にすること。

(2) 市民病院の役割・機能の内外への明示と浸透

市民病院の役割と機能を明示し、職員、市民をはじめ、各ステークホルダーへの浸透を図ること。

2 高度な総合的医療の推進

(1) 急性期医療を核とした総合的な医療の提供

① 急性期医療を核にしながら、回復期および在宅支援を含めた各病期に総合的に対応できる医療を推進すること。

② 一般の急性期医療においては必要な診療科をカバーし、高度医療に関しては他の急性期病院との機能分化を行いながら、それぞれ充実を図ること。また、高度な総合的医療を推進するために不可欠な総合診療の充実を進めること。

(2) 救急医療の推進

二次救急診療および一次救急の後方支援や、小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療を推進すること。また、受入強化を図り応需率を高めること。

- (3) 災害および感染症発生時その他政策医療への対応
 - ① 今後予測される大規模災害や、新興感染症の発生等に備えた体制を整備し必要時に対応すること。
 - ② 行政と連携のもと、その他の政策医療に協力すること。

3 地域とともに推進する医療の提供

- (1) 地域医療支援病院としての役割の強化
 - ① 地域の医療機関との協働と、患者を中心にした連携により地域完結型医療の提供を主導すること。
 - ② 地域医療支援病院としての役割を果たすため、医療機器や設備の共同利用、地域の医療従事者への研修などの対応を更に充実させること。

- (2) 地域共生社会における役割の推進
 - ① 地域包括ケアシステムの中核を担うために、地域の医療・介護・福祉関係機関、行政等とネットワーク機能を強化すること。
 - ② 地域共生社会の実現に向けて、明石市の施策も踏まえながら、高齢者、子育て世代、障がい者等すべての人に向けた支援体制の一翼を担うように努めること。

- (3) 地域社会や地域の諸団体との交流
地域社会や関係団体等を対象に、医療や介護、健康づくり等に関する情報提供や講座等を行うなど、地域との交流を積極的に行うこと。

第2のⅡ 市民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項

1 利用者本位の医療サービスの提供

- (1) 医療における信頼と納得の実現
 - ① 患者の権利を尊重するとともに、信頼と納得が得られるよう医療相談等の充実に努めること。
 - ② 患者自身が自分に合った治療を選択できるよう、インフォームド・コンセント（説明と同意）を徹底すること。

(2) 利用者本位のサービスの向上

- ① 患者が安心して受診できるよう、利用者本位の接遇やサービス提供方法などソフト面の改善を継続すること。
- ② 市民や患者のニーズを的確に把握し、受療環境などハード面の改善を進めること。

2 総合力による医療の提供

(1) チーム医療と院内連携の推進

患者に対して最良の医療を提供するため、すべての職員が診療科や職種をこえて連携し、良好なコミュニケーションのもと、専門性を生かした質の高いチーム医療を推進すること。

(2) 情報の一元化と共有

必要な情報を関係部署間で正確かつ効率的に共有できるよう、医療情報や現場運営情報を各担当部署で一元管理できる体制を整備すること。

3 医療の質の向上

(1) 医療安全や感染防止対策の徹底

医療事故や院内感染に関して、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。

(2) 質の向上のための取組の強化

- ① 必要な知識や技術の習得に努めるなど、診療の質の向上を図ること。
- ② TQM活動のさらなる推進など、医療の質や患者サービスの向上を図るための取組みを強化すること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 医療職等が集まり成長する人材マネジメント

(1) 必要な人材の確保と定着

- ① 医療水準を向上させるため、市民病院の一員として行動できる優秀な医療職等の人材確保に努めること。

② 働き方改革を踏まえながら、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な人材が働きやすい環境の整備を図ること。

(2) 魅力ある人材育成システム

① 職務や職責に応じた人材育成を図るため、専門性や医療技術の向上に向けた教育研修制度の充実や必要な資格取得への支援を行うこと。

② 能力向上に応じた評価や処遇を行うなど、常に職員のモチベーション向上を目指した人材マネジメントを推進すること。

(3) 人事評価制度の構築と活用

人材育成および職員のモチベーション向上につなげるため、人事評価の結果の活用を行うとともに、より充実した評価制度にするために必要に応じて改定を行うこと。

2 経営管理機能の充実

(1) 役員の責務

① 全役員が一体となって、法人全体の視点から情報を共有し、経営環境を的確に見極めながら効果的な戦略をもって経営を行うこと。

② 全役員が共同して、内部統制機能を強化し、組織の統括と指揮を行い、法人業務の適正な執行および業績の向上を図ること。

(2) 管理運営体制の充実

① 各部門の責任と権限を明確にし、医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮できるよう努力すること。

② 法人全体から現場まで一貫したマネジメントが可能になるようBSC（バランスト・スコアカード）の運用を継続するとともに内容の充実を図ること。

③ その他必要な管理運営体制の充実を図ること。

(3) 経営管理人材の育成と活用

組織横断的に活動しながら病院運営のマネジメントを担う事務系の管理監督職に加えて、医療提供部門のマネジメントを担う医療系（医師・看護職・

技術職等) の管理監督職の育成にも力を入れること。

(4) 構造改革と組織風土改革の継続

法人の目標達成に向け、職員一人ひとりが日々の業務や組織に対して問題意識を持ち、課題解決に率先して取り組むことができるよう、職員の意識改革ならびに組織風土改革を継続すること。

(5) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化

高い倫理観のもとで適正な病院運営が行われるよう、医療法その他の関係法令や行動規範の遵守を徹底すること。また、個人情報の保護や情報公開には適切に対応すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 業績管理の徹底

(1) 診療実績の向上による収入の確保

病床稼働率および診療単価の向上に努め、診療報酬改定や関連法改正に迅速に対応し、医業収入の確保による収益の改善を図ること。

(2) 支出管理などによる経費削減

材料費や人件費、経費など主要な費用について具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための取組を進め、効率的な支出管理に努めること。

(3) 労働生産性の向上

適切な人員配置や人件費管理により人件費率を低減させるとともに、業務の省力化や効率化、職員の能力向上、IT化など多角な対策により、労働生産性を高めること。

(4) 原価計算の活用

診療科別・部門別等の原価計算システムを構築し経営改善に向けて活用すること。市が支出する運営費負担金に基づく不採算医療や政策医療等についてもその経費を精査すること。

2 安定した経営基盤の確立

(1) 収支の改善

持続可能な病院経営ができるよう、また、将来の投資が可能となるよう、中期目標期間を通じて経常収支・資金収支の黒字を確保し、経営基盤の安定のため自己財源の確保に取り組むこと。

(2) 計画的な投資

病院機能を保持するための改修や医療機器などの購入・投資にあたっては、必要性や採算性を十分に検討し、計画的に実施するとともに、投資効果の検証を行うこと。また、将来目指すべき医療体制の構築に向けて、必要な検討を行うこと。

<用語解説>

ステークホルダー

経営者・従業員・顧客・取引先のほか、地域住民、行政機関、各種団体など、企業（病院）に対して利害関係を持つあらゆる人のこと。

地域医療支援病院

地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る目的から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実績が一定以上あると評価され、第一線の地域医療を担うかかりつけ医を支援する病院として、県から指定される地域の中核病院のこと。

地域包括ケアシステム

「医療介護総合確保推進法」において定められた地域医療介護に係るシステム。入院が必要になったら病院へ、退院できる状態になったら「住まい」へ戻り、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問介護などの様々なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で自分らしく生活をできるよう、切れ目のない支援を行うネットワーク作りをさす。

TQM活動

TQM (Total Quality Management) とは組織全体でサービスの質を継続的に向上させるための活動。結果として、患者満足度、職員満足度の向上、また、病院組織の経営の質向上に資することを目的とする。

BSC (バランスト・スコアカード)

戦略的マネジメントシステムの手法のひとつ。財務・顧客・業務プロセス・基盤と成長の4つの視点で多角的に目標や業績評価指標などの具体的プログラムを設定し、課題解決を行なう業務評価システム。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本市では、本年7月に入り、オミクロン株の亜種「BA.5」を主流とする新型コロナウイルス感染の第7波に突入し、第6波を上回る規模で新規感染者が増加しました。現状は、新規感染者数は減少傾向にありますが、新たな変異ウイルスによる感染の再拡大が懸念されています。

第7波の感染状況及び、あかし保健所で実施している対策等について報告します。

1 明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況 資料

2 第7波の特徴

【第7波、第6波の陽性者数】

	第7波 (令和4年7月～9/10)	第6波 (令和4年1月～5月)
陽性者数 (累計 51,024 名)	27,511 名	18,375 名
1日最多 新規陽性者数	897 名	440 名
1日平均 新規感染者数	382 名/日	122 名/日

- ・重症者数は比較的少ないものの、感染力が強く、学校園をはじめ高齢者施設、医療機関でクラスターが多数発生し、かつてない感染拡大となり、ピーク時には自宅療養者が4,000人を超えました。
- ・医療機関では医療従事者の欠勤などが多くみられ、コロナだけでなく一般の医療も含め医療提供体制に大きな負荷が生じました。
- ・第6波と同様に、小児の陽性者が多数発生し、夜間、状態悪化時に救急搬送先の確保に困難を来たしました。

3 第7波での主な取り組み

(1) 医療提供体制の強化

- ・陽性者の入院病床を9病院86床（令和4年8月29日時点）、確保するとともに、症状が一定改善した患者の転院を受け入れる13の後方支援病院と連携を密にしながら、入院病床の回転率を上げることにより、入院病床の確保に努めました。

- ・新たに小児の入院病床を1病院1床確保するとともに、外来受診についても、1か所から2か所に拡大しました。
- ・緊急対応が必要な小児患者について、小児科の医師から明石市民病院へ直接調整できる体制を整えました。
- ・基礎疾患があるなど重症化リスクが高いと考えられる患者については、陽性判明後速やかに精密検査を行い、適切な医療につなげることができるように対応しました。
- ・また、発熱外来（約110か所）への患者の集中を回避するために、兵庫県が実施する政府配布の抗原検査キットを活用した自主療養制度に参加して、県の郵送に加えて、明石市医師会に協力をいただき、一部の医療機関などを通じて対象者に抗原検査キットを配布しました。

（2）在宅療養の体制整備

- ・陽性者診察、精密検査のできる外来医療機関（13か所）を確保するとともに、受診が困難な方でも安心して在宅療養ができるよう、引き続き明石市医師会、訪問看護ステーション等関係機関と調整し、かかりつけ等の医師が訪問看護ステーションと連携し、発症早期から療養解除まで、健康管理が行える体制を整備しました。
- ・引き続き、福祉局と連携し、陽性患者が安心して自宅で療養できるよう、食料品や衛生用品などの生活支援物資の提供を行いました。

（3）保健所業務のさらなる効率化

- ・在宅療養者の健康観察にSMSの活用や、医療機関に国の入力システムの活用を促すなど、引き続き効率化に取り組むとともに、保健師が個々で行っていた兵庫県入院コーディネートセンターへの宿泊療養調整を保健師以外でもできる部分は事務職が行うなど、業務の負担軽減に努めました。

4 今後の取り組み

コロナ全数把握の見直しなど、現在、国において検討しているコロナ対応の制度改正の動向に注視しながら、新たな感染拡大に備えて、引き続き、兵庫県や明石市医師会、市内医療機関との連携しながら新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期してまいります。

明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況

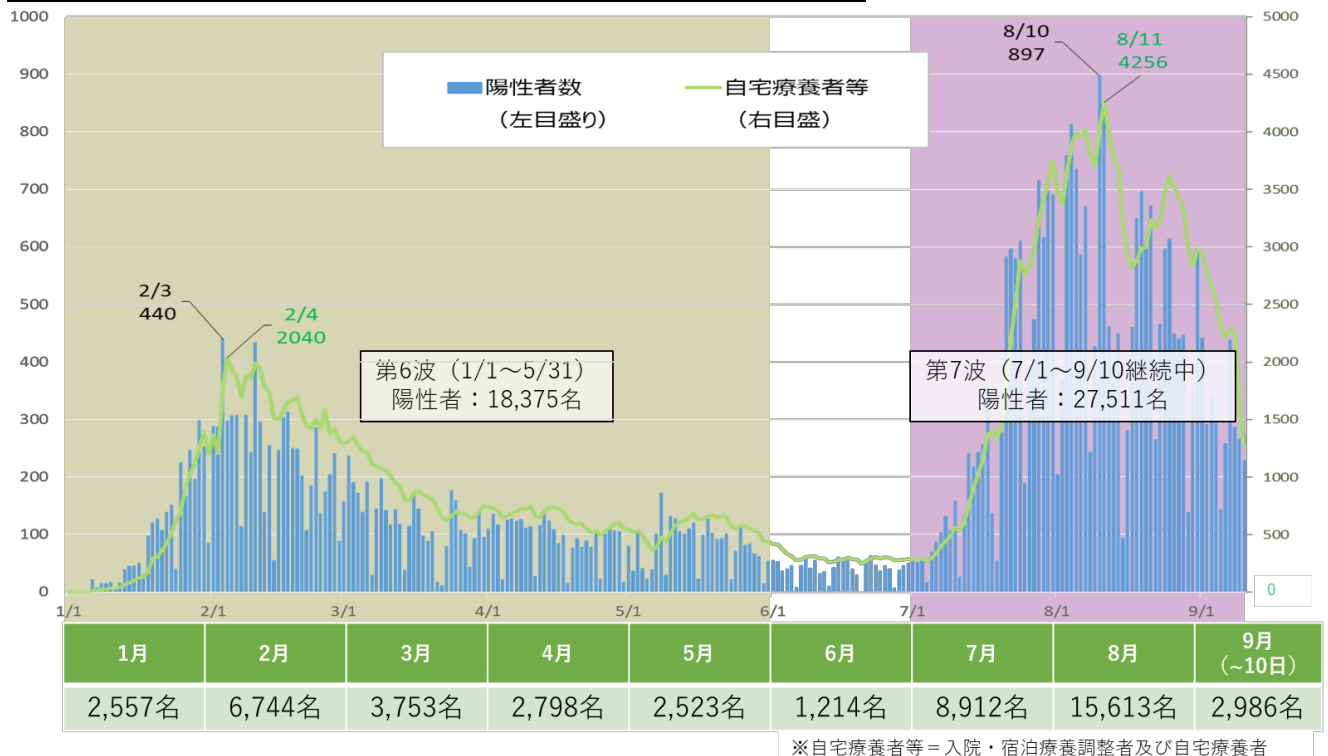
1 検査数・陽性者の状況（9月10日時点） ※以降公表日ベース

検査数 (累計)	陽性者(累計)	入院中	入院調整中	宿泊療養中	宿泊療養調整中	自宅療養中	退院・退所(累計)	死亡(累計)
141,791	51,024	102	0	12	0	1,291	49,485	140

※退院・退所人数には、療養期間経過者及び他市対応依頼済みの患者を含む。

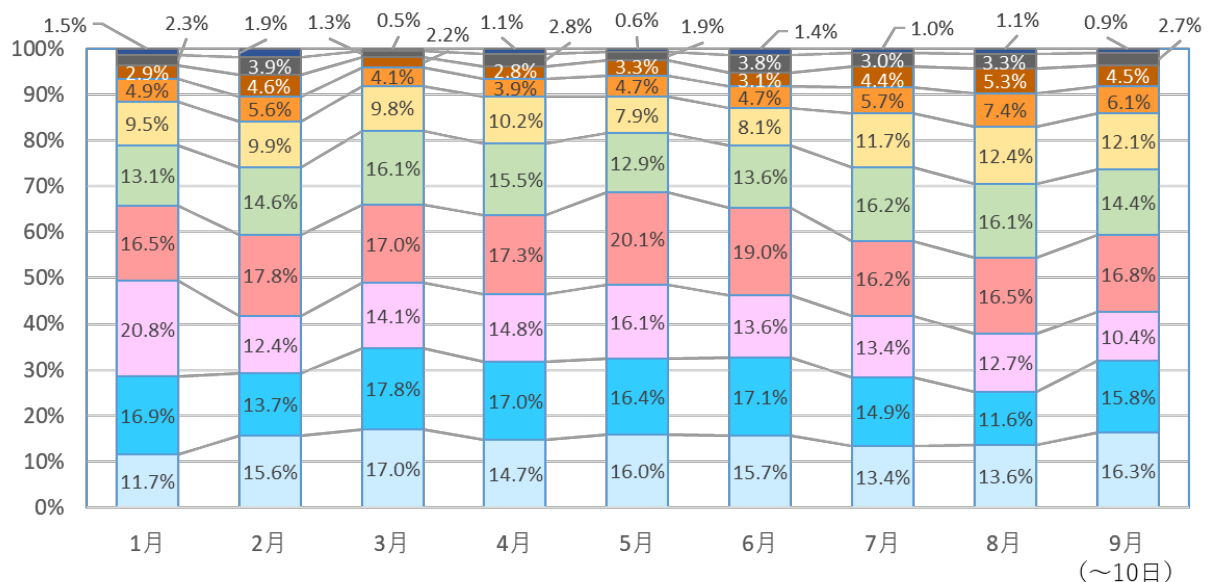
※死亡者数には市外発表の6名を含む。

2 陽性者・自宅療養者等の推移（1月1日～9月10日まで）



3 陽性者の年代別構成の推移（1月1日～9月10日まで）

10歳未満 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代 80歳代 90歳以上 非公表



4 小児（15歳以下）感染の状況（令和4年1月1日～令和4年9月10日）

陽性者数	第6波						第7波		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (~10日)
全体	2,557	6,744	3,753	2,798	2,523	1,214	8,912	15,613	2,986
	18,375						27,511		
15歳以下	492	1,651	1,052	699	656	331	2,040	3,256	824
	4,550 (15歳以下割合：24.8%)						6,120 (同：22.2%)		

5 死亡者数の推移（令和4年1月1日～令和4年9月10日）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (~10日)
死亡者	1	23	9	6	1	1	15	16	5
	40 (致死率0.22%)						36 (同0.13%)		
うち65歳以上	1	22	9	5	1	1	15	15	5
	38 (致死率2.20%)						35 (同1.08%)		

※致死率 = 死亡者 / 陽性者数

6 クラスターの発生状況（令和4年1月1日～令和4年9月10日）

■ 第6波：令和4年1月～5月

No	種別	件数
1	学校・園	62件
2	福祉（高齢者・障害）関連施設	25件
3	医療機関	11件
4	事業所	3件
5	行政施設	2件
6	児童福祉施設	1件
合計		104件

■ 第7波：令和4年7月～9月10日時点

No	種別	件数
1	福祉（高齢者・障害）関連施設	55件
2	医療機関	13件
3	事業所	5件
4	児童福祉施設	3件
5	学校・園	2件
6	行政施設	1件
合計		79件

7 その他（兵庫県の入院病床数・宿泊療養室数） ※9月10日時点／県HP参照

区分	確保病床等	患者数	使用率
入院	1,712	753	43.9%
（うち重症対応）	142	19	13.3%
宿泊	2,411	320	13.2%

報告第21号関連資料

一般財団法人あかしこども財団の経営状況（令和3年度決算）及び令和4年度事業計画等の報告について

地方自治法第243条の3第2項に基づき、一般財団法人「あかしこども財団」の経営状況（令和3年度決算）及び令和4年度事業計画等につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 法人の概要

名称 一般財団法人あかしこども財団（平成30年5月1日設立）
 役員 理事6名 監事2名 理事長 濱田 純一（令和4年6月15日まで）
 理事長 津久井 進（令和4年6月15日から）
 市出捐金 10,000,000円

2 経営状況（令和3年度決算）

(1) 収支報告

（単位：千円）

項目名	実績額	内訳
収益	1,034,828	受取補助金等 120,812
		事業受託収益 911,576
		雑収益 2,440
費用	1,034,828	こども総合支援推進事業
		こどもの居場所づくり事業 11,487
		地域活動支援事業 4,980
		子育て応援企業連携事業 155
		こどもの権利擁護事業 644
		こどもの居場所設置・運営事業 18,380
		あかしこども財団運営事業 7,330
		放課後児童健全育成事業 866,941
こども研修センター運営事業 124,911		

(2) 事業実績報告

事業名	主な事業実績
こどもの居場所づくり事業	こども食堂開設数 45か所（28小学校区）※新規開設2か所
	延べ開催回数（開催団体数） 437回（37か所）
	こどもの参加者 延べ人数 9,557人
地域活動支援事業	こども応援助成金交付団体数・助成金の額 36団体 3,308千円
	こども夢文庫助成金交付団体数・助成金の額 7団体 1,400千円
子育て応援企業連携事業	子育て応援認定企業数 175事業所（令和4年3月31日時点）

こどもの権利擁護事業	一時保護後、速やかに一時保護児童と第三者委員が面会できており、一時保護児童にとっては、自己の意見を表明する機会・ルートが保障・確立されている。
こどもの居場所設置・運営事業	登録者数 20 名 (令和 4 年 3 月 31 日時点)
あかしこども財団運営事業	季刊誌「あかしこども財団だより」 年 4 回 各 3,500 部発行
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ受入れ数 2,964 人(令和 4 年 3 月 1 日時点) 夏休み期間のみ入所受入れ実施 全 28 児童クラブ 放課後児童支援員認定資格研修受講者数 40 人
こども研修センター運営事業	研修開催回数 18 回(延べ 61 日) 延べ受講者数 2,421 人 子ども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザー派遣 30 件 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修受講者数 167 人(7 回)

3 令和 4 年度事業計画

(1) こどもの居場所づくり事業

全 28 小学校区に開設されたこども食堂が、コロナ禍においても継続した運営がなされ、その活動が広がり、“気づきの地域拠点”として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じたきめ細やかな支援を行います。

(2) 地域活動支援事業

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図ります。

(3) 子育て応援企業連携事業

あかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。

(4) こどもの居場所設置・運営事業

学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営します。

(5) こどもの権利擁護事業

一時保護された子どもの権利を守るため、こどものための第三者委員会の委員が、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行います。

(6) 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所や児童福祉施設など、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象に、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する高度専門的な研修を実施します。

さらに、児童相談所の児相福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員を対象に、全国の児童相談所を7ブロックに分け、その地域に出向いて研修を行うブロック研修を実施します。

また、子ども虐待の予防・防止や子どもと家庭の福祉に関する支援を担う全国の市区町村の体制強化を図るため、ソーシャルワークを中心とした子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業を実施します。

(7) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、様々な行事等を通して地域や異世代との交流を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図るため、市内小学校区の放課後児童クラブの運営を行います。

また、放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要な知識及び技能を習得するための放課後児童支援員認定資格研修を実施します。

(8) その他事業

適正かつ健全な組織運営を行うため、法令等遵守や業務の適正を確保するとともに、積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施します。

4 令和4年度予算

(単位：千円)

項目名	予算額	内訳
収益	1,165,971	受取補助金等 221,446
		事業受託収益 942,885
		雑収益 1,640
費用	1,165,971	こどもの居場所づくり事業 19,112
		地域活動支援事業 9,383
		子育て応援企業連携事業 1,505
		こどもの居場所設置・運営事業 23,000
		こどもの権利擁護事業 165
		虐待・思春期問題情報研修センター事業 202,806
		放課後児童健全育成事業 880,000
		その他事業 30,000

議案第64号関連資料

介護サービス等支援事業について

新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、感染防止を徹底しながら、高齢者やその家族の生活を支えるために適切な介護サービスを確保していくため、介護サービス事業所の支援を行っています。第7波における感染者の急増により、感染した要介護者が在宅又は高齢者施設内で療養を継続している現状を踏まえ、下記のとおり補正予算を計上するものです。

記

1 感染した在宅高齢者への介護サービス提供に係る協力金の支給【県補助 10/10】

(1) 概要

支援が必要な在宅高齢者が新型コロナウイルスに感染し、自宅療養となった期間中に、介護サービス事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

(2) 対象事業所及び支援内容

訪問介護：38千円/日、居宅介護支援：43千円/日、訪問看護：52千円/日

(3) 予算額

15,000千円

2 介護サービスを継続した事業所への支援【県補助 10/10】

(1) 概要

感染防止対策を徹底しつつ、必要な介護サービスを継続実施する事業所に対し、通常の介護サービスを超過して必要となる費用（かかり増し費用）を助成をする。

① 主な対象経費

- ・緊急時の介護人材確保に係る費用
- ・施設の消毒費用、感染性廃棄物の処理費用、衛生用品の購入費用
- ・感染対策を行った上での施設内療養に要する費用 等

② 助成額

【基準単価例】

通所介護：537～889千円、訪問介護 320千円、

介護老人福祉施設：38千円×定員 等

(2) 予算額

99,000千円

3 感染者が発生した施設等への検査キット配布【市独自事業】

(1) 概要

感染者が発生した施設等の介護サービスを継続するにあたり、従事者の感染状況を確認するために必要となる検査キットを配付する。

【検査対象者】

感染者や濃厚接触者を介護するなどにより、検査が必要と施設等が判断した従事者。

ただし、保健所や医療機関が行う検査や県の検査キット配布事業（濃厚接触者となった従事者等の検査に係る検査キットの配布）により対象となる場合を除く。

(2) 予算額

8,800千円

「高齢者安否確認事業」について

1 事業概要

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に兵庫ヤクルト販売(株)(以下「ヤクルト」という。)に委託し、1981年から内容を見直しながらヤクルトレディが高齢者宅を訪問し、直接手渡し配付による安否確認を行う、本事業を継続してきました。

この度、ヤクルトから対象者の増加や人員不足などの理由により、事業の継続が困難になったとの申し出を受けて、協議を重ねてきましたが、令和4年度をもってヤクルトによる事業実施を終了することとなりました。

2 事業の現状 (いずれも令和3年度実績)

延べ利用者数 : 4,379人
安否不明の通報件数 : 141件
決算額(委託料) : 16,347千円

3 今後の事業

本事業については、対象者となる高齢者宅へ直接伺い安否確認を行うという、ひとり暮らし高齢者が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、新たな事業による見守り支援が必要であると考えています。

また、継続性や費用など課題も多い中ではありますが、新たな事業について、地域福祉を担う明石市社会福祉協議会等と連携しながら検討を進めているところです。

4 スケジュール

新たな事業内容が決まりましたら、改めて市議会に報告します。民生児童委員や対象となる高齢者に対しても不安のないよう、丁寧な説明、案内をしていきたいと考えております。

令和4年9月-11月	新たな事業の検討、関係機関との調整
令和4年12月	市議会にて新たな事業案について報告
令和5年1月	対象者へヤクルト配付による事業の終了、及び来年度以降の新事業を説明
令和5年4月	新たな事業による見守りを開始

「令和4年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」 の結果について

明石市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況について、毎年、教育委員や学識経験者による点検及び評価を行っております。

このたび、令和3年度に実施した教育に関する事務について、教育委員や学識経験者による所管課へのヒアリング等を行い、報告書にとりまとめましたので、報告いたします。

1 点検及び評価の基本的な考え方

明石市教育委員会では、教育の基本的方針を定めた「あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下、「教育プラン」という。）に沿って、翌年に実施する具体的な取組をまとめた「アクションプラン（実行計画）」を毎年策定し、取組を推進しています。

点検及び評価においては、このアクションプランを重点的に点検し、取組の実施状況や施策効果、今後改善すべき課題等を分析し、次年度のアクションプラン策定に反映させることで、教育環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えています。

2 点検及び評価の概要

(1) 点検及び評価の実施者

- ・明石市教育委員（5名）
- ・川上 泰彦 教授（兵庫教育大学大学院 教育行政学、教育経営）

(2) 点検及び評価の実施手順

「令和3年度アクションプランに基づく点検・評価シート（報告書17ページ以降参照）」を参考にしながら、教育委員自らが各所管課に対してヒアリングを実施し、各方策の目的を達成するための留意点や改善点などをとりまとめました。

<主な点検項目の例>

- ①「教育プラン」に定めた3つの成果目標の進捗状況の確認
 - ・全国学力・学習状況調査の結果、新体力テストの結果 など
- ②「教育プラン」で定める9つの基本的な方策ごとの取組内容の確認
 - ・取組内容、取組に対する所管課評価、指標及び数値目標の進捗状況 など

3 点検及び評価の活用、公表

教育委員等による評価結果（報告書 88 ページ以降参照）については、令和5年度の予算編成にできる限り繋げるとともに、令和5年度「アクションプラン（実行計画）」作成にあたっての具体的な取組や数値目標に反映させていきます。

また、報告書については、教育委員会のホームページで公表します。

【参考：令和4年度 点検及び評価のスケジュール】

日付	実施内容
4月26日（火）	教育委員協議会 点検・評価の概要説明
5月9日（月）	教育委員会会議 点検評価に係る資料一式の提供、資料概要の説明
5月24日（火）	教育委員会会議 教育委員及び学識者によるヒアリング（1回目）
6月14日（火）	教育委員会会議 教育委員及び学識者によるヒアリング（2回目）
7月26日（火）	教育委員会会議 評価結果についての最終協議
8月9日（火）	教育委員会会議 報告書の決定及び議会への提出を議決

文教厚生常任委員会資料
2022年（令和4年）9月16日
教育委員会事務局学校教育課

中学校部活動改革の取組について

1 本市におけるこれまでの取組

2018年より「部活動のあり方検討委員会」を設置し、生徒にとって望ましい部活動の環境づくりについて協議し、以下の方針を策定、実施しています。

・休養日、活動時間の設定

週あたりの休養日や1日あたりの活動時間を設定し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行っています。

〔 休養日 毎週水曜日 第2、4日曜日及び第1、3、5土曜日か日曜日
活動時間 1日2時間程度、週休日3時間程度 〕

・部活動指導員の配置

単独で部活動を指導することや、試合引率が可能な部活動指導員を配置しています。
(2022年度8月現在、4名配置)

・通学区域変更許可制度の導入

入学予定の中学校に希望する部活動がない場合、その部活動が設置されている近隣の中学校への就学を認めています。

2 中学校部活動の地域移行について

2022年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議」（スポーツ庁）、2022年8月「文化部活動の地域移行に関する検討会議」（文化庁）において、2023年度から休日の部活動について段階的に地域移行を行うことを基本として取組むことが提言されました。

(1) 提言の主な内容

- ア 休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とする。
- イ 2023年度から2025年度までの3年間で、休日部活動の地域移行に向けた集中期間と位置付ける。
- ウ 地域におけるスポーツや文化の機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも取り組む。
- エ 地域のスポーツ団体や文化団体等と学校との連携・協働を推進する。

(2) 地域移行に際しての主な課題

- ア 指導者の確保
- イ 会費等の保護者負担の軽減
- ウ 受け皿となり得る運営母体等の整備充実
- エ 活動場所の確保（公共の運動施設のほか、学校体育施設の活用） 等

3 今後の本市の取組について

(1) 取組の視点

生徒のニーズを踏まえたスポーツや文化活動の環境整備を行い、生徒が継続してスポーツや文化に親しむことができる機会を確保していきます。

(2) 検討事項

文化・スポーツ室と連携し、関係団体と協議しながら以下のことを検討していきます。

- ア 専門性の高い指導者の確保及び派遣
- イ 運営母体の設立・体制整備
- ウ 競技種目ごとの実施方法
- エ その他、国の検討会議の提言に関する事項 等

「みんなが選べる明石の制服」の導入に向けた取組について

教育委員会では、すべての生徒が快適に自分らしく学校生活を送るために、自由な意思により選択することができる「みんなが選べる明石の制服」(以下「明石の制服」)の導入に向け取り組んでいるところです。現在、「みんなが選べる明石の制服を考える会」(以下「考える会」)での意見交換やアンケートの結果などを踏まえつつ、導入準備を進めており、その状況について、下記のとおり報告します。

記

1 「明石の制服」の位置づけについて

すべての生徒が現在の制服に加え、選択肢のひとつとして自由に選ぶことができるものとし、必ずしも購入しなければならないものではありません。

2 「明石の制服」のデザイン、機能等について

「考える会」での意見交換、特に当事者である中学生の意見を踏まえ、裏面のデザイン(濃紺の男女兼用ブレザー、濃いグレーのチェック柄のスラックス・スカート)を採用することとし、「着替えやすさ」、「動きやすさ」などの機能性を備え、家庭で洗濯が可能なものとししました。

3 「明石の制服」の価格について

「明石の制服」の仕様(ウールの混率、縫製の方法など)を、安価で製造ができるように工夫するとともに、販売店に対して、保護者の経済的負担の軽減のため、販売価格を抑制するよう要望していきます。

4 今後の取組(予定)

令和4年10月

- ・制服サンプルの作成、各中学校区で展示
- ・各中学校区で現在の制服に加え、自由に選択することができる「明石の制服」の位置づけについて、児童生徒、保護者へ説明

令和4年11月～12月

- ・購入意向調査
- ・採寸・申込 ※採寸・申込の方法、時期については各中学校区で異なります。

令和5年2月～3月

- ・制服の受け渡し

令和5年4月

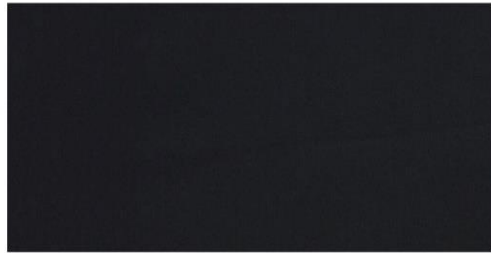
- ・「明石の制服」導入

明石の制服



上着（ブレザー）

- ・濃紺
- ・男女兼用



スラックス・スカート

- ・濃いグレー（灰色）
- ・チェック柄



文教厚生常任委員会次第

令和4年10月3日（月）分科会終了後
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事（福祉局関係）

(1) 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第83号 令和4年度明石市一般会計補正予算（第6号）

…………… 多田 生活支援部長兼生活支援室長

※ 資料参照 …………… 中川 生活支援室課長

(2) その他

3 閉 会

以 上

議案第83号関連資料

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事業について

1 目的・趣旨

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯である令和4年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するものです。

2 事業の概要

項目	内容
給付金の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
対象者	① 基準日（令和4年9月30日）において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ② ①のほか、令和4年1月から令和4年12月までの間、急激な収入低下のため、直近の収入が、①の世帯と同様の非課税相当の水準にあると認められる世帯。
給付額	1世帯当たり5万円
対象世帯数 (見込)	① 令和4年度住民税非課税世帯数 36,000世帯 ② 家計急変世帯 2,000世帯 合計 38,000世帯
予算額	給付金 1,900,000千円 事務費 98,900千円 合計 1,998,900千円
財源	国庫補助金（10/10）
給付時期 (予定)	9月下旬 国からの制度概要の通知 10月上旬 市の補正予算成立 11月上旬 給付対象者の確定 11月中旬 確認書の送付・返送により順次支払い 家計急変世帯向け給付の受付開始
備考 R4.9.15時点	令和3年度住民税非課税世帯への振込処理件数：約32,600世帯 令和4年度住民税非課税世帯への振込処理件数：約3,300世帯 家計急変世帯への振込処理件数：約300世帯